

9. 卷末資料

9. 巻末資料

地域公共交通確保維持事業に係る内容

本計画において、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助対象であるものは以下のとおりとします。

城南あおぞら号

公共交通における位置付けと役割	<p>前橋市城南地区は、前橋市の東端に位置し、30 km²と広大な面積を持つエリアであり、地域間交通路線として東大室線をはじめとする定時定路線の乗合バスが運行されているものの、再編の中で減便や路線の短縮を行う地域となる。城南地区の一部地域では半径1 km以内にバス停、鉄軌道駅等が存在しない交通空白地域もある。</p> <p>また、城南地域内にはタクシー事業者が存在しないことから、送迎にかかる時間が長くなる傾向があり、市内全域を対象としたマイタク（地域独自のタクシー運賃割引施策）の利用実績（城南地区の利用者数／全利用者数）が1.57%（令和4年度）と少なく、市内の他地域と比較してタクシーが使いづらい環境である。</p> <p>さらに、城南地区の65歳以上の人口割合は32.0%（令和5.3末時点）であり、将来、自家用乗用車を運転できない高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>上記の地域課題の解決を図るため、地区内では平成30年に地域の自治会長やボランティア等から構成される市民団体（城南地区地域内交通運営委員会（以下：運営委員会））が発足し、デマンド交通の導入に向けて検討を重ねてきた。</p> <p>令和2年10月から運行を開始した城南あおぞら号は、この広大なエリアをカバーする区域運行であり、地域間交通路線を補完するフィーダー系統として本計画において位置付ける。</p>
事業の必要性	<p>城南地区では、この城南あおぞら号運行を地域で支えるため、運営委員会へ事務費相当額を負担しているものの、引き続き安定的に地域の移動手段として確保・維持するためには、地域公共交通確保維持事業として協議会から運営委員会へ運行費の一部を補助することが必要である。</p>
事業及び実施主体の概要	<p>○事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none">・区域運行（デマンド運行） <p>○実施主体の概要</p>

- ・実施主体：城南地区地域内交通運営委員会
- ・運送予定者：有限会社赤城タクシー

